

平成 29 年 3 月 7 日招集

平成 29 年第 1 回 燕市議会定例会議案

新潟県燕市

# 目 次

諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	1 頁
議案第 2 号	平成 29 年度燕市一般会計予算	別冊
議案第 3 号	平成 29 年度燕市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 4 号	平成 29 年度燕市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 5 号	平成 29 年度燕市介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第 6 号	平成 29 年度燕市公共下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 7 号	平成 29 年度燕市土地取得特別会計予算	別冊
議案第 8 号	平成 29 年度燕市水道事業会計予算	別冊
議案第 9 号	燕市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について	2 頁
議案第 10 号	燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 について	4 頁
議案第 11 号	燕市個人情報保護条例の一部改正について	6 頁
議案第 12 号	燕市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	8 頁
議案第 13 号	燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	11 頁
議案第 14 号	燕市職員の給与に関する条例の一部改正について	15 頁
議案第 15 号	燕市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部改正について	17 頁
議案第 16 号	燕市税条例等の一部改正について	21 頁
議案第 17 号	燕市ふれあい交流センター条例の一部改正について	30 頁
議案第 18 号	燕市手数料徴収条例の一部改正について	32 頁
議案第 19 号	燕市営住宅条例の一部改正について	35 頁
議案第 20 号	燕市有吉田東栄町住宅条例の一部改正について	38 頁
議案第 21 号	新潟市及び燕市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結 について	40 頁
議案第 22 号	市道路線の認定について	47 頁
議案第 23 号	平成 28 年度燕市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議案第 24 号	平成 28 年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 25 号	平成 28 年度燕市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊

- 議案第 26 号 平成 28 年度燕市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）----- 別冊
- 議案第 27 号 平成 28 年度燕市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）----- 別冊
- 議案第 28 号 平成 28 年度燕市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）----- 別冊

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成29年3月7日提出

燕市長 鈴木 力

記

住 所	燕市日之出町
氏 名	神 保 光 男

燕市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

燕市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年燕市条例第7号）の一部を次のように改正するものとする。

平成29年 3 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

燕市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年燕市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1万2,000円」を「2万円」に改める。

第7条第1項中「添付して」を「添付した」に改める。

第9条の見出し中「保存」の次に「及び閲覧」を加え、同条第2項中「次の各号に規定する者は」を「何人も」に改め、同項各号を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 議長は、前項の規定による閲覧の実施に当たっては、燕市情報公開条例(平成18年燕市条例第11号)の規定に準じて公開又は非公開の取扱いをするものとする。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年燕市条例第45号）の一部を次のように改正するものとする。

平成29年3月7日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年燕市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「395,800円」を「411,600円」に、「328,300円」を「341,400円」に、「312,300円」を「324,700円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

燕市個人情報保護条例の一部改正について

燕市個人情報保護条例（平成18年燕市条例第12号）の一部を次のように改正するものとする。

平成29年3月7日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市個人情報保護条例の一部を改正する条例

燕市個人情報保護条例(平成18年燕市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第26条第5項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第29条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

### 附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

燕市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

燕市職員の育児休業等に関する条例（平成18年燕市条例第41号）の一部を次のように改正するものとする。

平成29年 3 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

燕市職員の育児休業等に関する条例(平成18年燕市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。  
第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第21条第1項中「承認は、」の次に「勤務時間条例第8条第1項に規定する」を加え、同条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

第22条中「減額して」の次に「給与を」を加える。

## 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年燕市条例第40号）  
の一部を次のように改正するものとする。

平成29年 3 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年燕市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「その子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。))」を加え、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「その子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。))」を加える。

第8条の3第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「)に」との次に「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と」を加える。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「支障があるもの」の

次に「をいう。以下同じ。）」を加え、「勤務しないこと」を「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないこと」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内」を「指定期間内」に改め、同条第3項中「介護休暇については」の次に「、給与条例第12条の規定にかかわらず」を、「その」の次に「期間の」を加え、「給与条例」を「同条例」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条第4項を次のように改める。

4 前条第3項の規定は、組合休暇について準用する。

第17条の見出し及び同条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介

護休暇の承認又は許可を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の燕市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

燕市職員の給与に関する条例の一部改正について

燕市職員の給与に関する条例（平成18年燕市条例第52号）の一部を次のように改正するものとする。

平成29年 3 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

燕市職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第12条中「代休日(」を「代休日。」に改め、「(勤務時間条例第15条の規定による介護休暇の承認を受けた場合及び勤務時間条例第16条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。)」を削る。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

燕市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部改正について

燕市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成  
18年燕市条例第46号）の一部を次のように改正するものとする。

平成29年3月7日提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

燕市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年燕市条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	職務 1 回につき、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和 25 年法律第 179 号。以下「法」という。)第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる額
投票所の投票管理者	1 日につき、法第 14 条第 1 項第 2 号に掲げる額
期日前投票所の投票管理者	1 日につき、法第 14 条第 1 項第 3 号に掲げる額
開票管理者	職務 1 回につき、法第 14 条第 1 項第 4 号に掲げる額
投票所の投票立会人	1 日につき、法第 14 条第 1 項第 5 号に掲げる額
期日前投票所の投票立会人	1 日につき、法第 14 条第 1 項第 6 号に掲げる額
開票立会人	職務 1 回につき、法第 14 条第 1 項第 7 号に掲げる額
選挙立会人	職務 1 回につき、法第 14 条第 1 項第 8 号に掲げる額

」

を

「

選挙長	1回 10,600円	
開票管理者	1回 10,600円	
開票立会人	1回 8,800円	
選挙立会人	1回 8,800円	
投票所の投票管理者	日額 12,600円以内	従事した時間が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項本文(第41条の2第6項及び第48条の2第6項において準用する場合を含む。)に規定する時間に満たない場合は、時間割計算により減じた額とする。
投票所の投票立会人	日額 10,700円以内	
共通投票所の投票管理者	日額 12,600円以内	
共通投票所の投票立会人	日額 10,700円以内	
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100円以内	
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円以内	
指定病院等における不在者投票の外部立会人	日額 10,700円以内	

」

に、「215,000円以内」を「220,000円以内」に、「155,000円以内」を「160,000円以内」に、「230,000円以内」を「235,000円以内」に、「250,000円以内」を「255,000円以内」に改め、外国語指導の業務に従事する者の項の次に次のように加える。

建築指導等の業務に従事する者	月額 230,000円以内
----------------	---------------

別表中「185,000円以内」を「190,000円以内」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

燕市税条例等の一部改正について

燕市税条例（平成18年燕市条例第61号）等の一部を次のように改正するものとする。

平成29年 3 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市税条例等の一部を改正する条例

(燕市税条例の一部改正)

第1条 燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(燕市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 燕市税条例等の一部を改正する条例(平成28年燕市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(燕市税条例の一部改正)」を付し、同条のうち燕市税条例第9条の改正規定を削り、同条例第10条の改正規定中「(」、第40条の7、第55条」の次に「、第69条の6第1項」を加え、「」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、「第87条第1項」を「第69条の6第1項の申告書、第87条第1項」に改め」を削り、同条例第22条の4及び第68条の改正規定、同条例第68条の2を削る改正規定、同条例第69条の改正規定、同条の次に8条を加える改正規定、同条例第70条、第71条、第73条、第74条及び第76条から第80条までの改正規定並びに同条例附則第14条の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第15条の改正規定を次のように改める。

附則第15条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第70条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第70条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第70条第2号ア」を「第2号ア」に

改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第70条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 燕市税条例の一部を次のように改正する。

第9条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第10条中「）、第40条の7、第55条」の次に「、第69条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第87条第1項」を「第69条の6第1項の申告書、第87条第1項」に改める。

第22条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第68条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第68条第3項中「法第443条第1項」を「法第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第68条の2を削る。

第69条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第69条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者

とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第69条の次に次の8条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

- 第69条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

- 第69条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

- 第69条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性

能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第69条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第69条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第69条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第69条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第79条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第69条の9 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

第70条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第71条(見出しを含む。)、第73条(見出しを含む。)及び第74条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第76条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」

を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第68条第2項」を「第69条第1項」に改める。

第77条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第68条第2項」を「第69条第1項」に改める。

第78条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第79条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第78条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第80条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第68条の2」を「第69条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第14条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から第11条までの規定にかかわらず、新潟県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第14条の3 市長は、当分の間、第69条の8の規定にかかわらず、新潟県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第14条の4 第69条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「新潟県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第14条の5 市は、新潟県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として新潟県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第69条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第69条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第15条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第15条第2項から第4項までを削る。

附則第1条各号を次のように改める。

(1) 第1条中燕市税条例附則第15条の改正規定及び附則第3条の2の規定

平成29年4月1日

(2) 第1条中燕市税条例附則第5条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

(3) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中燕市税条例の一部を改正する条例(平成27年燕市条例第20号)附則第5条第7項の表第10条第3号の項の改正規定(「第87条第1項」を「第69条の6第1項の申告書、第87条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2及び附則第4条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(市民税に関する経過措置)」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の燕市税条例(附則第4条において「31年新条例」という。)第22条の4の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第3条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第3号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成31年度」を「平成32年度」に、「平成30年度分」を「平成31年度分」に改め、同条を附則第4条とし、同条の前に次の見出し及び1条を加える。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第15条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市ふれあい交流センター条例の一部改正について

燕市ふれあい交流センター条例（平成18年燕市条例第144号）の一部を次のように改正するものとする。

平成29年 3 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例

燕市ふれあい交流センター条例(平成18年燕市条例第144号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「農業経営及び農村生活の改善、農村在住者の健康増進等又は」を「農村振興をはじめとする地域振興、」に改め、「都市住民との交流」の次に「、地産地消推進のための飲食物の提供、地場産品の消費拡大等」を加える。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(燕市道の駅「国上」直販施設条例の廃止)
- 2 燕市道の駅「国上」直販施設条例(平成18年燕市条例第146号)は、廃止する。

燕市手数料徴収条例の一部改正について

燕市手数料徴収条例（平成18年燕市条例第65号）の一部を次のように改正するものとする。

平成29年3月7日 提出

燕市長 鈴木 力

記

## 燕市手数料徴収条例の一部を改正する条例

燕市手数料徴収条例(平成18年燕市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第45号を第46号とし、第15号から第44号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 屋外広告物の表示又は設置許可申請手数料 別表第4に定めるところによる。

第5条第3項中「第2条第1項第17号から第20号」を「第2条第1項第18号から第21号」に改め、同条第4項中「同条第1項第39号から第44号」を「同条第1項第40号から第45号」に改める。

第5条の2第1項第1号中「第2条第1項第39号から第41号」を「第2条第1項第40号から第42号」に改め、同項第2号中「第2条第1項第42号から第44号」を「第2条第1項第43号から第45号」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

### 別表第4(第2条関係)

手数料の区分	手数料の金額
1 はり紙	1枚につき 5円
2 はり札等	1枚につき 100円
3 立看板等	1個につき 300円
4 広告旗	1個につき 430円
5 横断幕 懸垂幕	1個につき 430円
6 電柱類広告	1個につき 400円

7 野立広告板 野立広告塔 屋上広告 壁面広告 突出広告 アーチ広告 つり下げ広告	面積（該当屋外広告物のすべての表示面の面積を合計したものをいう。以下この表において同じ。）が1平方メートル以内のもの	1個につき 700円
	面積が1平方メートルを超え3平方メートル以内のもの	1個につき 1,100円
	面積が3平方メートルを超え5平方メートル以内のもの	1個につき 1,600円
	面積が5平方メートルを超え10平方メートル以内のもの	1個につき 2,700円
	面積が10平方メートルを超えるもの	1個につき 2,700円に10平方メートルを超える面積5平方メートルまでごとに1,100円を加算した額
8 アドバルーン		1個につき 1,500円
9 その他の屋外広告物		この表に定める手数料の額との均衡等を考慮して市長がその都度定める額
10 新潟県屋外広告物審議会の意見聴取を行わなければならない屋外広告物		屋外広告物1単位につき当該屋外広告物の手数料の額に5,125円を加算した額

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

燕市営住宅条例の一部改正について

燕市営住宅条例（平成18年燕市条例第160号）の一部を次のように改正するものとする。

平成29年 3 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市営住宅条例の一部を改正する条例

燕市営住宅条例(平成18年燕市条例第160号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1市営住宅の表中

「

栄町団地	燕市小牧294番地	簡易耐火構造 平屋建	16	昭和36年度
------	-----------	---------------	----	--------

」

を

「

栄町団地	燕市小牧294番地	簡易耐火構造 平屋建	12	昭和36年度
------	-----------	---------------	----	--------

」

に、

「

西太田1号 団地	燕市吉田西太田307番 地1	木造平屋建	3	昭和41年度
東栄町団地	燕市吉田東栄町47番	木造平屋建	10	昭和42年度

」

を

「

西太田1号 団地	燕市吉田西太田307番 地1	木造平屋建	2	昭和41年度
東栄町団地	燕市吉田東栄町47番	木造平屋建	9	昭和42年度

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市有吉田東栄町住宅条例の一部改正について

燕市有吉田東栄町住宅条例（平成20年燕市条例第41号）の一部を次のように改正するものとする。

平成29年3月7日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市有吉田東栄町住宅条例の一部を改正する条例

燕市有吉田東栄町住宅条例(平成20年燕市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

吉田東栄町 住宅	燕市吉田東栄町 4番	簡易耐火構造 平屋建	17	昭和39年度
-------------	---------------	---------------	----	--------

」

を

「

吉田東栄町 住宅	燕市吉田東栄町 4番	簡易耐火構造 平屋建	14	昭和39年度
-------------	---------------	---------------	----	--------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟市及び燕市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、新潟市及び燕市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を次のとおり締結するものとする。

平成29年3月7日 提出

燕市長 鈴木 力

記

## 新潟市及び燕市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

新潟市（以下「甲」という。）及び燕市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏として新潟広域都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

### （目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図ることにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組を連携して推進するものとする。

### （連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携する取組及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

### （費用負担）

第4条 前条に規定する取組に要する費用の分担については、甲及び乙が協議して別に定める。

### （協議）

第5条 甲及び乙は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

### （変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第2

52条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

この連携協約は、平成29年4月1日から施行する。

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市

市長 篠田 昭

乙 新潟県燕市吉田西太田1934番地

燕市

市長 鈴木 力

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

取組		甲の役割	乙の役割
産学金官民が一体となった経済成長の推進	産学金官民一体となった懇談会を設置して新潟広域都市圏ビジョンの進捗管理を行うとともに、今後の圏域の在り方の検討に取り組む。	乙と連携して、新潟広域都市圏ビジョンの進捗管理を行うとともに、経済成長の推進に中心となって取り組む。	甲と連携して、新潟広域都市圏ビジョンの進捗管理に協力するとともに、経済成長の推進に取り組む。
創業促進や地域企業等の成長促進	創業への支援、地域企業等による新規事業展開や販路拡大の支援などに取り組む。	乙と連携して、地域企業等の成長促進に中心となって取り組む。	甲と連携して、地域企業等の成長促進に取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地域資源を活用した商品・サービスの開発や販路開拓の推進に取り組む。	乙と連携して、地域経済の裾野拡大に中心となって取り組む。	甲と連携して、地域経済の裾野拡大に取り組む。
戦略的な観光施策	観光客の受入環境の整備を図りながら、圏域内の観光資源を活用し、コンベンション等（MICE）も含めた交流人口の拡大に取り組む。	乙と連携して、戦略的な観光施策の推進に中心となって取り組む。	甲と連携して、戦略的な観光施策の推進に取り組む。

その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	国内外に対する効果的な情報発信等により、経済成長のけん引に取り組む。	乙と連携して、経済成長のけん引に中心となって取り組む。	甲と連携して、経済成長のけん引に取り組む。
------------------------	------------------------------------	-----------------------------	-----------------------

## 2 高次の都市機能の集積・強化

取組		甲の役割	乙の役割
高度な中心拠点や圏域内外へのアクセス拠点の整備	高度な中心拠点や交通アクセス拠点の整備、利用促進等に取り組む。	高度な中心拠点の整備等に取り組む。	甲の取組に協力する。
高等教育・研究開発の環境整備	高度専門的な研究開発機関の環境整備や研究成果の活用等に取り組む。	研究開発の環境整備等に取り組む。	甲の取組に協力する。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

### (1) 生活機能の強化に係る政策分野

取組		甲の役割	乙の役割
福祉	少子高齢社会に対応した福祉サービスの充実に取り組む。	乙と連携して、福祉の充実に取り組む。	甲と連携して、福祉の充実に取り組む。
教育・文化・スポーツ	公共施設の相互利用等による教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	乙と連携して、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	甲と連携して、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。
土地利用	コンパクトシティをはじめとした、圏域	乙と連携して、土地利用の検討	甲と連携して、土地利用の検討

	全体の土地利用の在り方の検討に取り組む。	に取り組む。	に取り組む。
地域振興	地域の観光資源の開発や商店街の活性化等に取り組む。	乙と連携して、地域振興に取り組む。	甲と連携して、地域振興に取り組む。
災害対策	災害時の連携体制の構築や防災・減災施策の推進に取り組む。	乙と連携して、災害対策に取り組む。	甲と連携して、災害対策に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組		甲の役割	乙の役割
地域公共交通	地域公共交通ネットワークの確保や利便性向上に取り組む。	乙と連携して、地域公共交通の充実に取り組む。	甲と連携して、地域公共交通の充実に取り組む。
I C Tインフラ整備	I C T環境の整備や各分野での活用に取り組む。	乙と連携して、I C Tインフラ整備に取り組む。	甲と連携して、I C Tインフラ整備に取り組む。
道路等の交通インフラの整備・維持	道路の老朽化対策やネットワーク機能の向上に取り組む。	乙と連携して、道路等の交通インフラの整備・維持に取り組む。	甲と連携して、道路等の交通インフラの整備・維持に取り組む。
地域の生産者や消費者等の連携	食の安全・安心の確保や地産地消の推進	乙と連携して、地産地消の推進	甲と連携して、地産地消の推進

による地産地消	に取り組む。	に取り組む。	に取り組む。
---------	--------	--------	--------

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組		甲の役割	乙の役割
人材の育成	圏域内市町村の職員等の能力向上を図るため、研修の共同実施等に取り組む。	乙と連携して、人材の育成に取り組む。	甲と連携して、人材の育成に取り組む。
圏域内市町村の職員等の交流	圏域内市町村の職員同士の連携強化等を図るため、人事交流の推進に取り組む。	乙と連携して、圏域内市町村の職員等の交流に取り組む。	甲と連携して、圏域内市町村の職員等の交流に取り組む。

市道路線の認定について

次のとおり、市道路線の認定をするものとする。

平成 29 年 3 月 7 日 提 出

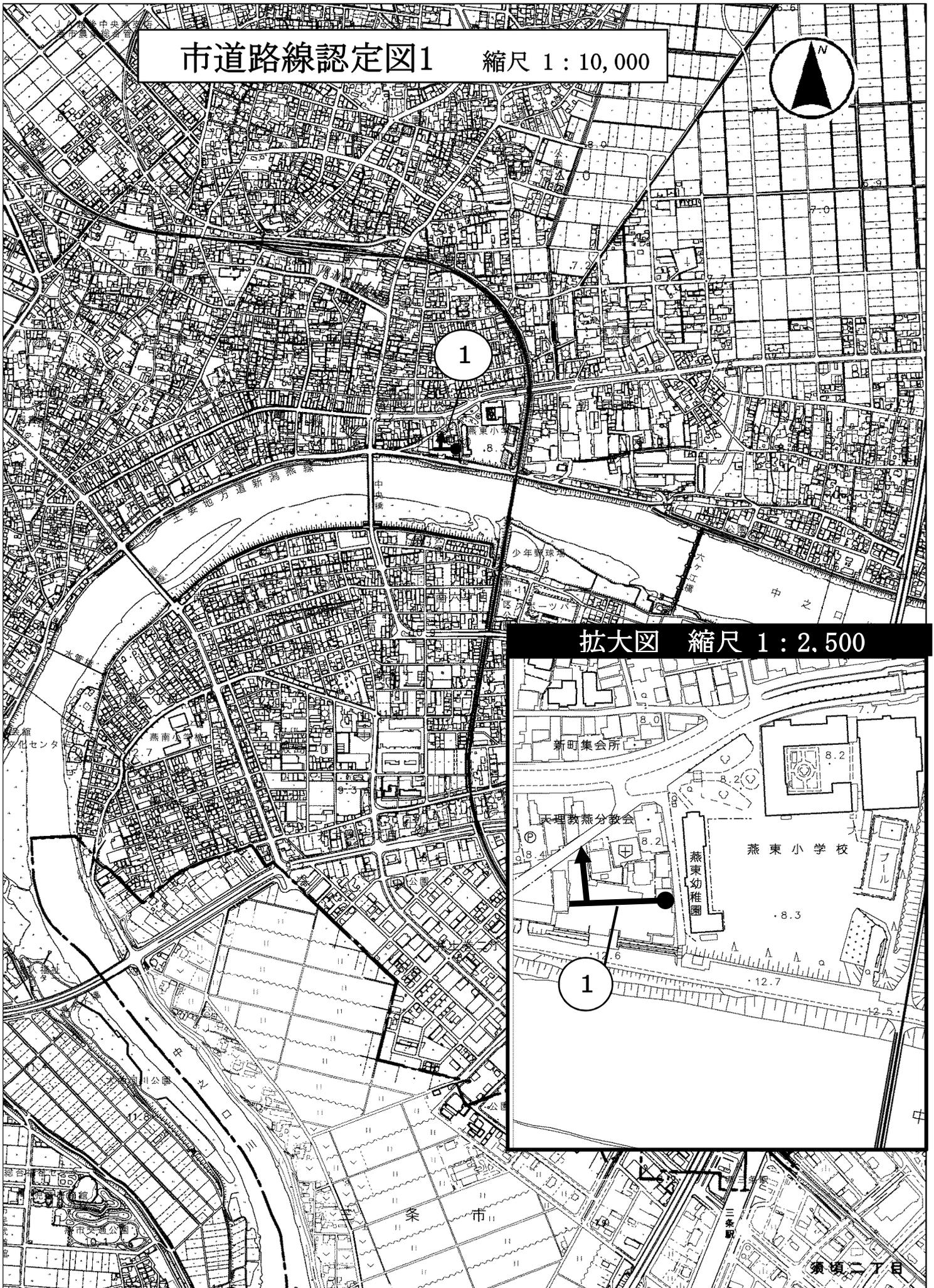
燕 市 長 鈴 木 力

記

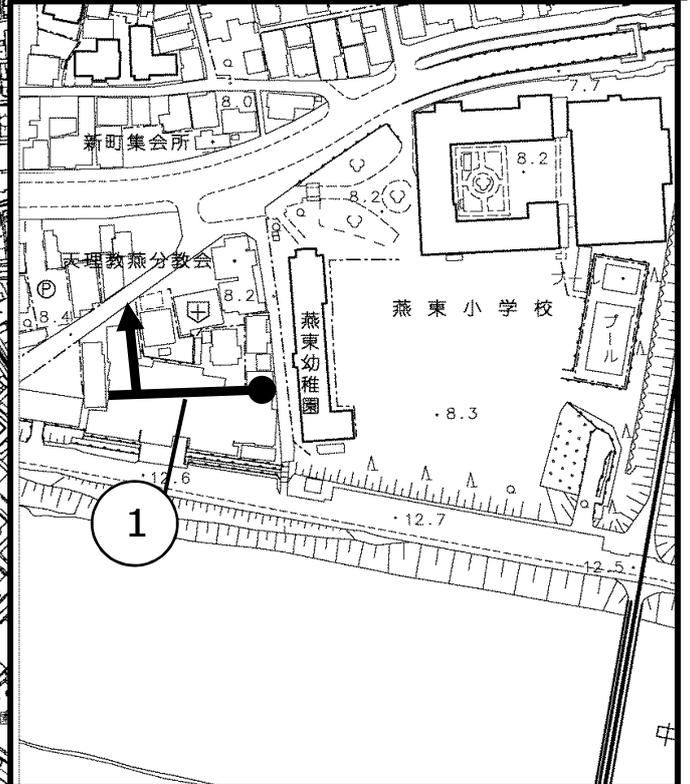


# 市道路線認定図1

縮尺 1 : 10,000

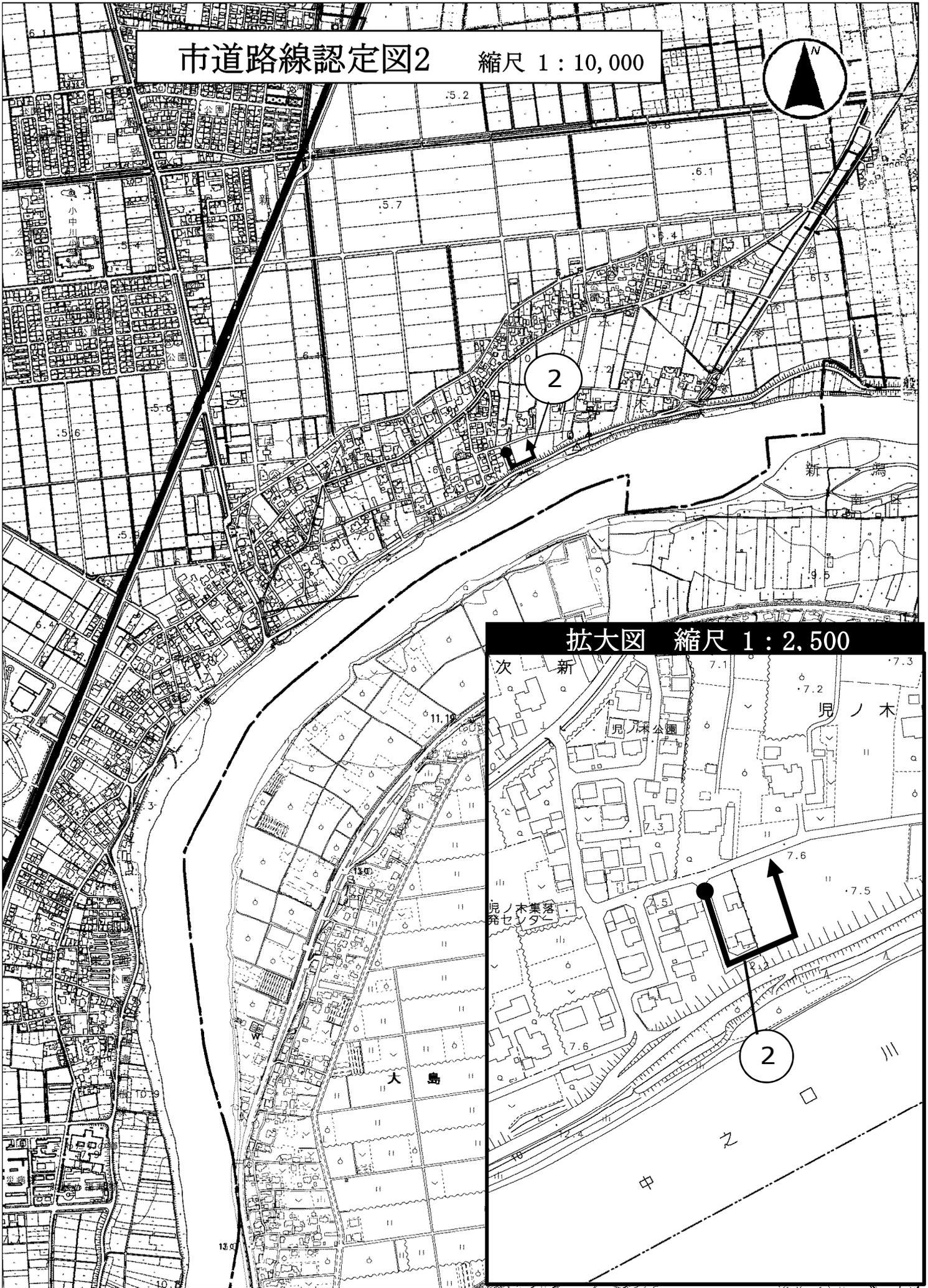


## 拡大図 縮尺 1 : 2,500

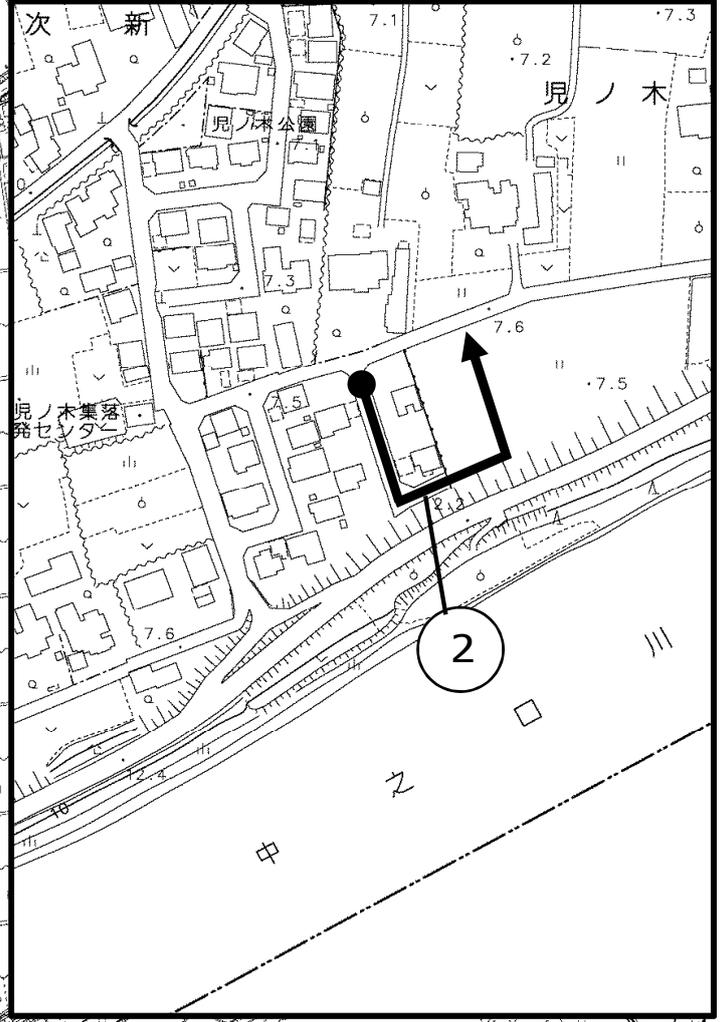


# 市道路線認定図2

縮尺 1 : 10,000



## 拡大図 縮尺 1 : 2,500



# 市道路線認定図3

縮尺 1 : 10,000

